



花巻市奨学金の返還補助制度

市では、花巻市奨学金を返還している人で、次の要件に該当する場合に返還金を補助しています。

※前年度の市税に滞納がないことと、3カ月以内に市奨学金返還金の滞納がないことが要件になります

【問い合わせ・申し込み】教育委員会学務管理課(☎41-3143)

ふるさと保育士確保事業補助金

■対象 市内の認可保育園・小規模保育事業所(公立を除く)、認定こども園のいずれかに勤務している保育士

■補助額 返還月額の2分の1

📌 花巻市奨学金以外の奨学金を返還している人は「保育士等奨学金返済支援補助」を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください

助産師等確保支援事業補助金

■対象 次の要件を全て満たす人
○市内の産科医療機関に助産師または看護師として就職し、就職後2カ月～1年の人(※)
○同一の産科医療機関に3年以上勤務する意思のある人
※花巻・北上・遠野市および西和賀町内の産科医療機関で助産師または看護師として産科に勤務していた場合は、退職後3カ月を経過していること。看護師の場合は、産科医療機関で1年以上看護経験があること

■補助額 返還月額の2分の1(最大36カ月)

📌 花巻市奨学金以外の奨学金を返還している人も同補助を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください

ふるさと奨学生定着事業補助金

■対象 市内大学を卒業して、市内に住民登録している人

■補助額 返還月額の2分の1

介護人材確保事業補助金

■対象 次の要件を全て満たす人
○返還期間を5年以上としている人
○新卒で市内の介護事業所など(※1)に週30時間以上勤務する職員として採用された人
○対象資格(※2)に基づく業務に5年以上継続して従事する予定の人
○ほかの奨学金返還補助を受けていない人

※1…特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、短期入所生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム

※2…介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

■補助額 返還月額の2分の1(最大60カ月)

新たに奨学金の貸与を受けようとしている人で返還補助制度を利用する場合は、奨学金貸与申請書類と一緒に申込書を教育委員会学務管理課へ提出してください。

冬の節電に取り組みましょう

暖房を使用する機会が増える冬。この季節の節電は温室効果ガスの削減にも効果的です。今年の冬も工夫しながら、無理のない節電に取り組みましょう。

■遮熱・断熱

- 床にラグやじゅうたんを敷く
- 窓に断熱シートを貼ったり、カーテンを厚手のものにしたりする
- すき間テープなどですき間風を防ぐ

■暖房

- 室温は20度を心掛ける
- 湯たんぽ、ひざ掛け、こたつなどを活用する
- 扇風機などで部屋上部の温かい空気を循環させる

出典:経済産業省「家庭の省エネ徹底ガイド 春夏秋冬2017」
環境省「COOL CHOICE エコ住キャンペーン」

【問い合わせ】本館生活環境課(☎41-3543)

令和3年度

花巻市奨学生を募集します

市では、経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、奨学金制度を設けています。

令和3年度の奨学生を次のとおり募集します。

【問い合わせ・申し込み】教育委員会学務管理課(☎41-3143)



花巻市奨学金(返還型)

■対象

保護者の住所が市内にある人または市内の児童養護施設に入所している人
※収入確認書類を基に収入要件の判定を行います。
収入要件について詳しくは募集要項または市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/1010989/1010992.html)をご覧ください

■募集人数(選考)

- 高校生など(高校生、高等専門学校・専修学校1～3年生)…10人程度
- 大学生など(大学生、短期大学生、大学院生、専門学校生、高等専門学校・専修学校4・5年生)…40人程度

はなまき夢応援奨学金(返還免除型)

■対象

次の①～④のいずれかに該当し、要件を全て満たす人
①生活保護世帯の人
②児童養護施設に入所している人
③ひとり親家庭で非課税世帯の人
④特別支援学校高等部に在籍している人

【要件】

- 保護者の住所が市内にあること
- ※市内の児童養護施設に入所している対象者の場合は、保護者の住所が市外でも可
- 本年度高校などを卒業後、大学・短期大学・専修学校専門課程などに進学すること
- 卒業後に市内に居住する意思があること

各奨学金共通

■貸与期間

奨学生採用時～最短修業年限の終期
※4年制大学の場合は4年間、2年制短期大学の場合は2年間

■申込受付期間

1月4日(月)～2月26日(金)

■貸与額(無利子)

【学資金(月額限度額)】
○高校生など…1万5千円
○大学生など…3万円
【入学一時金】10万円(上限)
※入学一時金は4月入学者のうち、希望者のみ学資金初回交付時に貸与

■返還期間

貸与終了後15年以内に全額返還
※年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還

・採用者数が定員に達しない場合は再募集します
・申請には連帯保証人1人(住所が市内にある人。保護者など)が必要です

■貸与額(無利子) 学資金(月額限度額) 2万円

※卒業後、市内に居住することが返還免除の条件。
日本学生支援機構(ホームページ<https://www.jasso.go.jp/>)が実施している給付型奨学金との併用はできません

■返還期間

貸与終了後10年以上15年以内に全額返還。市内に居住している期間分は返還を免除します。
【10年間の返還期間とした場合】
返還期間中(10年間)、市内に居住した場合は返還を全額免除。市内に6年間居住し、市外に転出した場合、転出した時点から残りの期間分(4年)を返還していただきます。

■申し込み方法

教育委員会学務管理課(石鳥谷総合支所2階)、本館市民登録課、大迫・東和総合支所市民生活係に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、教育委員会学務管理課へ持参
※申請書や募集要項は市ホームページにも掲載しています